

豊中市環境自治体推進協議会設置要綱

(目的及び名称)

第1条 豊中市環境基本条例（平成7年豊中市条例第29号。以下「条例」という。）第22条にもとづき、地方公共団体としての豊中市の自治体労使が協議協調して環境に配慮した自治体活動を推進するため豊中市環境自治体推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は労使各同数の委員若干名で構成する。

2 協議会の円滑な運営を図るため、労使双方に各1名の代表委員を置く。

(協議)

第3条 協議会は第1条の目的達成のため条例第8条、第9条並びに第10条の計画及び報告等に関して、労使の協働協調が必要な事項について、協議する。

2 会議は労使双方ともに各過半数の出席によって成立する。

3 会議は労使双方の立場の理解と相互尊重にもとづき対等に協議するものとし、多数決にはよらない。

4 協議の結果、合意に達した事項は労使とも誠意をもって履行するものとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は環境部ゼロカーボンシティ推進課がその任にあたる。

(その他)

第5条 協議会の運営に関し、この要綱に定めのない事項はその都度会議において定める。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。